

徳島市新産業振興施設（仮称）設置市民会議設置要綱

（設置）

第 1 条 徳島市立木工会館の移転に伴い、新たに設置する産業振興のための施設（以下「産業振興施設」という。）の設置に係る計画を策定するにあたり、有識者、市民等から広く意見を取り入れるため、徳島市新産業振興施設（仮称）設置市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 市民会議は、産業振興施設の設置に関し必要な事項について検討し、意見を述べる。

（組織等）

第 3 条 市民会議は、委員 7 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、関係団体の代表者、公募市民等の中から市長が委嘱する。

3 委員の任期は、その任務が達成された日までとする。

（委員長等）

第 4 条 市民会議に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 副委員長は、委員の内から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 市民会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

（庶務）

第 6 条 市民会議の運営に関する事務は、経済部経済政策課において処理する。

（必要事項）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 12 日から施行する。

別表

徳島市新産業振興施設（仮称）設置市民会議委員

（敬称略、50音順）

| 区 分 | 所 属 等 |
|--------|----------------------|
| 小川 宏樹 | 徳島大学 教授 |
| 笠井 義文 | 公益社団法人徳島県建築士会 会長 |
| 熊谷 幸三 | 公益財団法人とくしま産業振興機構 理事長 |
| 高畑 富士子 | 株式会社ときわ代表取締役社長 |
| 立木 さとみ | 阿波おんなあきんど塾 キャスト |
| 内藤 佐和子 | 公募委員 |
| 藤川 雅弘 | 徳島商工会議所 中小企業相談所長 |